

最高裁昭和六三（行ツ）第三号、元・三・二八判決
判 決

上告人 旧商号株式会社商大自動車教習所
株式会社商大八戸ノ里ドライビングスクール

被上告人 中央労働委員会

右参加人 全国一般労働組合大阪府本部全自動車教習所労働組合

右参加人 総評全国一般労組大阪地連全自動車教習所労働組合

右当事者間の東京高等裁判所昭和五一年(行コ)第二二号不当労働行為救済命令再審査命令取消請求事件について、同裁判所が昭和六二年九月八日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 Y1、同 Y2 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、原判決を正解しないでこれを論難するか、又は原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷